

木の枝・刈り草・葉の リサイクルにご協力ください。



木の枝・刈り草・葉の出し方

木の枝

1 本あたりの太さ(直径) 20 cm、 長さ100 cm以内に切り、ひもで束ねる

※1束は大人が持ち上げられる程度の量にしてください。

※資源収集日のみ上記の大きさで出せます。

刈り草・葉

透明袋(45ℓ)または旧指定袋に入れて排出する

※観賞用の花も排出できます。

※刈り草の根についた土はよく払ってください



20cm

- 〇月2回の木の枝・刈り草・葉の収集日に
- ○朝10時までに
- Oごみステーションにお出しください。 (収集日については裏面をご覧ください)
- ○量の制限はありません。
 - ※ごみステーションからあふれる場合は、 分けて排出するようご協力ください。
- 〇祝日も収集しています。
 - ※1月第1・第2週の収集はありません。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

・出し方や収集日について

家庭ごみ相談ダイヤル 043-204-5380

収集業務課 043-245-5246

043-231-6342

中央•美浜環境事業所花見川•稲毛環境事業所

043-259-1145

若葉・緑環境事業所

043-292-4930



リサイクルまでの流れ



①ごみステーションに排出



②処理施設へ搬入



③袋やひもの撤去







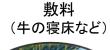


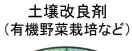


⑤チップ化

4機械で破砕

燃料チップ(発電所など)





乾燥防止剤 (ブルーベリー農園など)









木の枝・刈り草・葉の取り残しについて



<u>木の枝等の収集日前日の可燃ごみ収集日</u>に排出された木の枝・刈り草・葉について、 一時的にその場に取り残します。

取り残したものは翌日の木の枝等収集日に収集し、再資源化施設で処理を行います。

取り残しに関するQ&A



- 取り残しはどのように行うのですか?
- 通行や他の家庭ごみの排出などに支障があると想定されるステーションでは、取り残しを行いません。また、取り残した木の枝等に青色のシールを貼ることで、不適正排出ごみや不法投棄物と区別できるようにします。
- 取り残された木の枝等は、出した人が持ち帰るのですか?
- A 直近の木の枝等の収集日に収集しますので、持ち帰る必要はありません。